

## 本日の検討項目

労働者の子育て・介護の状況に応じた両立支援制度の整備

- 再度の育児休業取得要件及び育児休業を1歳6か月まで延長できる特別な事情について
  - 以下のような場合に、再度の休業取得を認めるべきか
    - ① 長期にわたる子どもの疾病（例えば、2週間程度）が発覚した場合
    - ② 現在受けている保育サービスや、親族による養育が受けられなくなった場合であって、新たに保育所等に入所申請を行ったが当分の間入所できそうにない場合
  - 子が1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合として、上記①の場合を認めるべきか。
  
- 介護のための休業・休暇制度について
  - 現行の介護休業に加え、1日単位・時間単位などで取得できる「短期の休暇」制度を設けるべきか。
  
- 非正規労働者の両立支援について

## 検討項目

1. 育児休業後も継続就業しながら子育ての時間確保ができる働き方の実現
  - 育児休業後の働き方を見通すことができるような雇用環境の整備について
  - 在宅勤務について
  - 子の看護休暇について
  - 継続就業しながら子育ての時間確保ができる措置の対象となる子の年齢について
  
2. 父親も子育てにかかわることができる働き方の実現
  - 配偶者が専業主婦（夫）等の場合の育児休業取得除外規定について
  - 出産後8週間の父親の育児休業の取得について
  - 父母ともに育児休業を取得した場合における育児休業期間について
  
3. 労働者の子育て・介護の状況に応じた両立支援制度の整備
  - 再度の育児休業取得要件及び育児休業を1歳6か月まで延長できる特別な事情について
  - 介護のための休業・休暇制度について
  - 非正規労働者の両立支援について
  
4. 両立支援制度の実効性の確保
  - 不利益取扱いの規定について
  - 苦情・紛争の解決の仕組みについて
  - 広報、周知・指導等について